

(公社) 福岡県物産振興会インターネット販売出品に関する取扱要領

令和4年4月1日

公益社団法人福岡県物産振興会（以下「振興会」という。）は、振興会が運営するインターネット上の販売店（以下「E C店舗」という。）において、商品またはサービスを利用者に提供するため、出品希望者（以下「契約者」という。）がE C店舗に商品を出品することについて、次のとおり取扱要領を定めます。

1 目的

振興会は、インターネットを活用した商取引を、県内の中小事業者の有効な支援策としてとらえるとともに、県産品の販売機会拡大の契機として、インターネット上に店舗を構築し、その運営と宣伝を行うことで、ユーザーの確保に努め、付加価値の高い販売システムの確立を図ることを目的とします。

2 契約者の条件

契約者は、下記のすべてを満たしていることが必要です。

- (ア) 県内で最終的に生産、製造、製作または加工（以下「製造等」という。）の業を営む者およびその製造等がされたものを販売する者であって、県内に本拠を有する個人または団体であること。
- (イ) 暴力団対策法で指定を受けた暴力団等反社会的団体に属していないこと。
- (ウ) 法令等に反する行為を行った者または団体でないこと。
- (エ) 振興会の秩序を乱さず、振興会の信用を傷つける恐れのない者または団体であること。
- (オ) P L 保険（生産物賠償責任保険）に加入していること。
- (カ) 営業許可が必要な食品を取扱う個人または団体は、所属保健所の許可を受けていること。

3 販売方法

- (ア) 振興会は、契約者が希望する商品をE C店舗で販売し、商品の納品は振興会が指定した場所へ契約者が商品を発送する産地直送とします。
- (イ) 振興会は、利用者からの問合せや決済等購入に係る全ての運営を行い、月に一度契約者が指定した口座に代金を振り込みます。

4 契約期間

契約期間は、振興会に出品申込書が届いた日から1年間とします。ただし、振興会・契約者のいずれからも更新についての別段の意思表示がない場合、同一の内容で1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

5 契約者の義務

契約者は、出品する商品に責任を持ち、以下の場合には契約者の負担で解決に努めます。

- (ア) 産地直送された商品に対し、購入者から数量不足もしくは品質不良があった場合には、事実確認

後、速やかに追加納品もしくは代替品を送付すること。

- (イ) 商品の欠陥によって第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償すること。
- (ウ) 契約者は、本取扱要領に基づく取引によって知りえた情報を、商品もしくはサービス提供以外の目的で利用してはならない。

6 運営者の義務

振興会は、E C店舗の効率的かつ持続的な運営をめざします。

- (ア) 振興会は、契約者の利益を最大化するため、常にE C店舗の最適化に努めるとともに広報活動も積極的に展開すること。
- (イ) 振興会は、E C店舗を通じて消費者に商品を販売した場合の料金の回収、および契約者への代金の支払いを責任を持って行うこと。
- (ウ) 振興会は、購入者からのクレームに対し事実確認を行うとともに、契約者と相協力して解決に努めること。

7 その他

本取扱要領の各項目に疑義が生じたとき、または定めのない事項については、振興会と契約者の双方で誠実に協議し解決するものとします。

付則

本取扱要領は、令和4年4月1日より効力を発するものとします。